

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年5月18日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	（仮称）コーナンPRO足立平野店
2 店舗所在地	足立区平野三丁目1番2号
3 設置者名	コーナン商事株式会社
4 設置者住所	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
5 小売業を行う者の氏名又は名称	コーナン商事株式会社
6 新設をする日	令和8年12月29日
7 店舗面積の合計	1,252 m ²
8 駐車場の位置及び収容台数	敷地東側37台
9 駐輪場の位置及び収容台数	敷地東側51台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内50m ²
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内11.97m ³
12 小売業を行う者の開店時刻	午前6時30分
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後9時00分
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時00分から午後9時30分まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1か所 敷地北側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで
17 届出日	令和8年4月28日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和8年5月18日から令和8年9月18日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年5月18日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	ラフォーレ原宿
2	店舗所在地	渋谷区神宮前一丁目11番6号
3	設置者名	森ビル流通システム株式会社
4	設置者住所	渋谷区神宮前一丁目9番13号
5	変更前の駐車場の位置及び収容 台数	敷地内50台
6	変更後の駐車場の位置及び収容 台数	敷地内22台
7	変更日	令和8年12月31日
8	届出日	令和8年4月27日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和8年5月18日から令和8年9月18日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	表参道ヒルズ
2	店舗所在地	渋谷区神宮前四丁目12番4号
3	設置者名	表参道ヒルズ管理組合 管理者 森ビル株式会社
4	設置者住所	港区六本木六丁目10番1号
5	変更前の駐車場の位置及び収容 台数	敷地内182台
6	変更後の駐車場の位置及び収容 台数	敷地内122台

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 7 | 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前7時30分から午後10時30分まで |
| 8 | 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前7時30分から午後10時30分まで |
| 9 | 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 一か所 敷地南西側 |
| 10 | 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 一か所 敷地南西側 |
| 11 | 変更日 | 令和9年5月1日 |
| 12 | 届出日 | 令和8年4月27日 |
| 13 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 14 | 縦覧期間 | 令和8年5月18日から令和8年9月18日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 15 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年5月18日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 店舗名 | モリタウン |
| 2 | 店舗所在地 | 昭島市代官山二丁目3番1号 |
| 3 | 設置者名 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 4 | 設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| 5 | 届出日 | 令和8年5月13日 |
| 6 | 縦覧場所 | https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-27 |
| 7 | 縦覧期間 | 令和8年5月18日から令和8年9月18日まで |